（案）

（別紙2）情報連携の開始による変更箇所（事前）

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考
表紙-公表日	平成27年7月28日	平成29年2月28日	
Ⅰ-1 ②事務の内容	（新設）	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律にあり、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステム(※1)を通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)(※2)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することができる。 ※1：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第二十一条に定める特定個人情報を照会提供するためのシステム。 ※2：医療保険者等向け中間サーバーは、医療保険者である全国健康保険協会、健康保険組合及び国民健康保険組合と地方公共団体である広域連合が利用する。	

Ⅰ－1 ②事務の内容	1．資格管理業務 （1）被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 （2）住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 2．賦課・収納業務 （1）保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 （2）保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書等を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3．給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。	1．資格管理業務 （1）被保険者証等の交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※3)。 （2）住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町村から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※3)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 ※3：他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 2．賦課・収納業務 （1）保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する(※4)。 （2）保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書等を送付し、また特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ※4：保険料賦課に当たり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 3．給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する(※5)。 ※5：給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	
Ⅰ－1 ②事務の内容	※後期高齢者医療制度関係事務における番号制度対応のスケジュール 平成29年7月からの地方公共団体等との情報連携の開始に向けて、システム改修を2段階で実施する予定である。具体的には、まず、①一次対応として、平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、個人番号と後期高齢者医療制度関係事務で使用する情報を紐付け、個人番号から業務情報を検索できる仕組みを構築し、次いで、②二次対応として、平成29年7月から開始される情報連携に対応する機能を構築することとしている。 特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する予定である。 本評価書は上記の一次対応について評価を実施したものであり、今後二次対応に併せて評価の再実施を行う予定である。	（削除）	

Ⅰ－1 ②事務の内容	（新設）	4．加入者情報作成(「1．資格管理業務」に付随する業務) （1）平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合が中間サーバーの各医療保険者ごとに割り当てられた加入者情報保存用の専用区画（以下「委託区画」という。）に保存した情報から、被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに資格履歴情報として登録を行う(※6)。 （2）異なる医療保険者等間で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 ※6：資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5．副本作成(「1．資格管理業務」、「3．給付業務」に付随する事務) （1）中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、広域連合が中間サーバーの各医療保険者ごとに割り当てられた副本情報保存用の専用区画（以下「副本区画」という。）に保存した情報から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに副本情報として登録を行う。 6．情報照会(「1．資格管理業務」、「2．賦課・収納業務」、「3．給付業務」に付随する事務) （1）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※7)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 （2）また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 ※7：情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7．地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1．資格管理業務」に付随する事務) 　市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	

Ⅰ-2-システム1 ②システムの機能	（新設）	4．加入者情報管理業務 （1）加入者情報作成 　標準システムは市町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 （2）加入者情報登録結果取込 　広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 　標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	
Ⅰ-2-システム1 ②システムの機能	（新設）	5．副本管理業務 （1）資格情報作成 　標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 　広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを　標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 （2）葬祭費情報作成 　標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 　広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 （3）高額介護合算療養費情報作成 　標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 6．情報照会業務 （1）情報照会要求 　市町村職員は市町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 　標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 　広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 （2）情報照会結果取込 　広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 　標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。市町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	
Ⅰ-2-システム3 ①システムの名称	（新設）	中間サーバー	

Ⅰ-2-システム3 ②システムの機能	（新設）	中間サーバーは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 1．新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。（国保中央会） 2．情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能（支払基金） （1）機関別符号取得 　他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 （2）情報照会 　情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 （3）情報提供 　情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 （4）情報提供等記録生成 　情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。	
Ⅰ-2-システム3 ②システムの機能	（新設）	3．本人確認事務に係る機能（支払基金） （1）個人番号取得 　基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。 （2）基本4情報取得 　個人番号を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	
Ⅰ-2-システム3 ③他のシステムとの接続	（新設）	情報提供ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	
Ⅰ-4 ①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町村で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	
Ⅰ-4 ②実現が期待されるメリット	（新設）	3．被保険者が広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	

Ⅰ-5 法令上の根拠	番号法 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法 第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 住民基本台帳法 第30条の9	
Ⅰ-6 ①実施の有無	実施しない	実施する	
Ⅰ-6 ②法令上の根拠	（新設）	・番号法　第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) （照会)別表第二　項番80、81 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第43条、第43条の2 （提供)別表第二　項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) （照会)第1項 第1号 （提供)第1項 第2号 （委託)第2項 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。	
(別添1)事務の内容	（「（別紙4）情報連携の開始による変更箇所・挿絵（事前）」に記載）	（「（別紙4）情報連携の開始による変更箇所・挿絵（事前）」に記載）	
Ⅱ-3 ①入手元	地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）	地方公共団体・地方独立行政法人（市町村） その他（「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」）	
Ⅱ-3 ②入手方法	紙 その他（LGWAN）	紙 専用線 情報提供ネットワークシステム その他（LGWAN、住民基本台帳ネットワークシステム）	
Ⅱ-3 ③入手の時期・頻度	（新設）	2．地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。頻度は随時。 3．情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。頻度は随時。	

Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	1．入手する根拠 （1）当広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠 ア 住民基本台帳情報 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条 イ 住民基本台帳情報以外の情報 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条 （2）構成市町村の窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から情報を入手する根拠 ア 住民基本台帳情報 住民基本台帳法第1条 イ 住民基本台帳情報以外の情報 番号法第9条第2項に基づく条例 広域連合と市町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。 このため、当広域連合が構成市町村の窓口担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。	1．入手する根拠 （1）広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠 ア 住民基本台帳情報 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条 イ 住民基本台帳情報以外の情報 高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条 （2）構成市町村の窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から情報を入手する根拠 ア 住民基本台帳情報 住民基本台帳法第1条 イ 住民基本台帳情報以外の情報 番号法第9条第2項に基づく条例 （3）地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 住民基本台帳法第30条の9 （4）情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 番号法第19条7号及び同法別表第二項番80、81 広域連合と市町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。 このため、広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。	
Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	（新設）	4．地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 広域連合が構成市町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 入手の時期や頻度は、統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会するため、随時。 5．情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う事務が発生する都度であるため、随時。	

Ⅱ-3 ⑤本人への明示	高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。	1. 高齢者の医療の確保に関する法律第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を本評価書上にて示している。 (1)資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 (3)本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	
Ⅱ-3 ⑥使用目的	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため、個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	
Ⅱ-3 ⑧使用方法	(新設)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号 (宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	
Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の突合	(新設)	3、資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者者の申請情報と突合する。	
Ⅱ-4 委託の有無	委託する 3件	委託する 6件	
Ⅱ-4 委託事項4	(新設)	中間サーバーにおける資格履歴管理事務	
Ⅱ-4 委託事項4 ①委託内容	(新設)	個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理	
Ⅱ-4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体	
Ⅱ-4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未満	

Ⅱ-4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「Ⅱ2．③対象となる本人の範囲」と同じ	
Ⅱ-4 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	広域連合における資格履歴を管理するため。	
Ⅱ-4 委託事項4 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人以上50人未満	
Ⅱ-4 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	専用線	
Ⅱ-4 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	中間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「Ⅰ2．システム2中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	
Ⅱ-4 委託事項4 ⑥委託先名	（新設）	愛知県国保連合会(愛知県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
Ⅱ-4 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託する	
Ⅱ-4 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	（新設）	委託先の愛知県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、愛知県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	
Ⅱ-4 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	（新設）	中間サーバーにおける資格履歴管理事務の全て	
Ⅱ-4 委託事項5	（新設）	中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務	
Ⅱ-4 委託事項5 ①委託内容	（新設）	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	
Ⅱ-4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（新設）	特定個人情報ファイルの全体	

Ⅱ-4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	
Ⅱ-4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「Ⅱ2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
Ⅱ-4 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 また、広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
Ⅱ-4 委託事項5 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人以上50人未満	
Ⅱ-4 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	専用線	
Ⅱ-4 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	中間サーバーの運営および情報照会・提供の仕組みとして、本評価書上の「Ⅰ2. システム2中間サーバー②システムの機能」や「Ⅰ6. ②法令上の根拠」等で明示している。	
Ⅱ-4 委託事項5 ⑥委託先名	（新設）	社会保険診療報酬支払基金	
Ⅱ-4 委託事項5 再委託 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託する	
Ⅱ-4 委託事項5 再委託 ⑧再委託の許諾方法	（新設）	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	
Ⅱ-4 委託事項5 再委託 ⑨再委託事項	（新設）	中間サーバーの運用・保守業務	
Ⅱ-4 委託事項6	（新設）	中間サーバーにおける本人確認事務	
Ⅱ-4 委託事項6 ①委託内容	（新設）	地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得	

Ⅱ-4 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	（新設）	特定個人情報ファイルの全体	
Ⅱ-4 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	
Ⅱ-4 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	（新設）	「Ⅱ2．③対象となる本人の範囲」と同じ	
Ⅱ-4 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	（新設）	域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。	
Ⅱ-4 委託事項6 ③委託先における取扱者数	（新設）	10人以上50人未満	
Ⅱ-4 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	（新設）	専用線	
Ⅱ-4 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	（新設）	間サーバーの運営の仕組みとして、本評価書上の「Ⅰ2．システム2中間サーバー②システムの機能」等で明示している。	
Ⅱ-4 委託事項6 ⑥委託先名	（新設）	社会保険診療報酬支払基金	
Ⅱ-4 委託事項6 再委託 ⑦再委託の有無	（新設）	再委託する	
Ⅱ-4 委託事項6 再委託 ⑧再委託の許諾方法	（新設）	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	

Ⅱ-4 委託事項6 再委託 ⑨再委託事項	（新設）	中間サーバーの運用・保守業務	
Ⅱ-5 提供・移転の有無	移転を行っている　1件	提供を行っている　16件 移転を行っている　1件	
Ⅱ-5 提供先1	（新設）	番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠	（新設）	番号法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途	（新設）	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報	（新設）	番号法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報（別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
Ⅱ-5 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	（新設）	100万人以上1,000万人未満	
Ⅱ-5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	（新設）	1．被保険者：高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者のうち個人番号を有するもの 2．過去に被保険者であった者のうち個人番号を有するもの	
Ⅱ-5 提供先1 ⑥提供方法	（新設）	情報提供ネットワークシステム 専用線	
Ⅱ-5 提供先1 ⑦時期・頻度	（新設）	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	
Ⅱ-6 ①保管場所	（新設）	5．中間サーバーにおける保管 　中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室出来る管理対象区域に設置する。	
Ⅱ-6 ②保管期間 期間	定められていない	20年以上	

Ⅱ-6 ②保管期間 その妥当性	1. 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、標準システム及び外付けカスタマイズシステムの特定個人情報は恒久的に保管する必要がある。 2. 申請書等の紙媒体に記載された情報で、標準システムに登録済みのものについては、確認が必要な場合を想定し、最大10年間を保存期間としている。	1. 標準システムにおける保管 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正出来るとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。 2. 外付けカスタマイズシステムにおける保管 保管期間は1の標準システムと同様である。 3. 遠隔地におけるバックアップデータの保管 バックアップデータであるため、最長3か月間保管している。 4. 紙媒体の保管 申請書等の紙媒体に記載された情報で、標準システムに登録済みのものについては、確認が必要な場合を想定し、最大10年間を保存期間としている。 5. 中間サーバにおける保管期間 (1)中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 (2)情報提供等記録項目については、7年間保管する。 (3)本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	
Ⅱ-6 ③消去方法	1. 業務で利用する特定個人情報は消去しない。 2. サーバ機器等の故障や交換等の場合は、情報の読み取りを防止するため、外部事業者による物理的破壊または専用ソフト等を用いた完全消去を実施し、その証明書の提出を義務付けている。 3. 申請書等の紙媒体についてはシュレッダー又は溶解処理を行う。	1. 標準システムにおける措置 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 またサーバ機器等の故障や交換等の場合は、情報の読み取りを防止するため、外部事業者による物理的破壊または専用ソフト等を用いた完全消去を実施し、その証明書の提出を義務付けている。 2. 外付けカスタマイズシステムにおける措置 1の標準システムと同様である。 3. 遠隔地におけるバックアップデータの措置 3か月ごとに最新のデータに上書き更新を行う。 4. 紙媒体の措置 シュレッダー又は溶解処理を行う。 5. 取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置 保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。	
(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目	(「(別紙4)情報連携の開始による変更箇所・挿絵(事前)」に記載)	(「(別紙4)情報連携の開始による変更箇所・挿絵(事前)」に記載)	
Ⅲ-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定されている。	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1. 入手元は、市町村の窓口端末(標準システムのオンライン端末)及びセキュリティ輸送便に限定されている。	

Ⅲ-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（新設）	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置＞ 1．あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 2．当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	
Ⅲ-2-リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1．入手元は、市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及びセキュリティ輸送便に限定されている。	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1．入手元は、市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及びセキュリティ輸送便に限定されている。	
Ⅲ-2-リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	（新設）	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。	
Ⅲ-2-リスク2 リスクに対する措置の内容	1．入手元は、市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及びセキュリティ輸送便に限定されている。	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 1．入手元は、市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及びセキュリティ輸送便に限定されている。	
Ⅲ-2-リスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。	
Ⅲ-2-リスク4 リスクに対する措置の内容	<通信回線における措置> 1．標準システムは愛知県内限定のASPサービスとしており、愛知県内市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及び広域連合事務局の業務端末からしかアクセスできない。	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 <通信回線における措置> 1．標準システムは愛知県内限定のASPサービスとしており、愛知県内市町村の窓口端末（標準システムのオンライン端末）及び広域連合事務局の業務端末からしかアクセスできない。	
Ⅲ-2-リスク4 リスクに対する措置の内容	2．セキュリティ輸送便は申請書等搬送業務のための専用車両を利用し、搬送従事者が2人1組で行動して盗難を防止する。また専用車両はGPSによる追跡が可能である。 3．専用車両と窓口との間の輸送においても、施錠可能でGPSによる追跡が可能な専用ケースを用いることで、盗難を防止する。	2．セキュリティ輸送便は申請書等搬送業務のための専用車両を利用し、他の集配物と混載しないことで、配送ミス等による紛失を防止する。 3．専用車両と窓口との間の輸送においては、施錠可能でGPSによる追跡が可能なセキュリティバッグを用い、さらに運搬時にはGPS付セキュリティボックスを専用ワイヤーにて車両内に固定することで、盗難を防止する。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　中間サーバーと広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	

Ⅲ-3-リスク1 その他の措置の内容	2. 標準システムの業務端末（広域連合事務局で利用する標準システム及び外付けカスタマイズシステムのオンライン端末）ではUSBメモリなどの外部記録媒体が利用できず、情報の持ち出しが出来ないため、外部記録媒体を経由した情報の紐付けが出来ないようになっている。	2. 業務端末（広域連合事務局で利用する標準システム及び外付けカスタマイズシステムのオンライン端末）では、利用できる外部記録媒体を統合専用端末との授受に用いるUSBメモリに限定し、さらに指定した業務端末以外での利用を制御することで、情報の持ち出しによる目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。	
Ⅲ-3-リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 1. システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。	
Ⅲ-3-リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 1. 中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。 2. 共用のユーザIDの使用を禁止する。 3. パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 4. 退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。	
Ⅲ-3-リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ アクセス権限は、システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。 1. 発効管理　採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。 2. 失効管理　異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。 ＜中間サーバーにおける措置＞　広域連合のシステム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。1. IDは、ID付与権限をもったシステム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。 2. 支払基金が各医療保険者等のシステム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等においてシステム管理者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。 3. 指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。 4. パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。5. パスワードの最長有効期限を定めている。 ※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。	

Ⅲ-3-リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 1．ユーザ管理台帳を作成し、ユーザID、担当事務、役職、アクセス権限の内容、利用有効期限を管理する。	
Ⅲ-3-リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 　中間サーバーの使用について、システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。	
Ⅲ-3-リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	1．システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。	＜標準システムにおける措置＞ 1．システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。	
Ⅲ-3-リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 　中間サーバーの使用について、システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ＜中間サーバーにおける措置＞　特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。	
Ⅲ-3-リスク3 リスクに対する措置の内容	1．標準システムは、個人番号のアクセス権限がないユーザが利用した場合、個人番号の表示、検索、更新ができない。 2．標準システムは、ファイルの抽出機能を有しない。 3．外付けカスタマイズシステムは、個人番号の表示、検索、更新を行わない。 4．外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。 5．業務端末はUSBメモリなどの外部記録媒体が利用できず、情報の持ち出しが出来ない。 6．システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 7．ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 8．これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 9．申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、管理者の許可を得ずに執務室外へ持ち出すことを禁じている。 10．個人所有のスマートフォン等については、管理者の許可を得ずに写真撮影等を通じて情報を機器内に保存することを禁じている。 11．職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。	＜標準システムにおける措置＞ 1．標準システムは、個人番号のアクセス権限がないユーザが利用した場合、個人番号の表示、検索、更新ができず、個人番号をUSBメモリなどの外部記録媒体へ書込むこと等もできない。 （削除） 2．外付けカスタマイズシステムは、個人番号の表示、検索、更新を行わない。 3．外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。 （削除） 4．システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 5．ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 6．これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 7．申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、管理者の許可を得ずに執務室外へ持ち出すことを禁じている。 8．個人所有のスマートフォン等については、管理者の許可を得ずに写真撮影等を通じて情報を機器内に保存することを禁じている。 9．職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	

Ⅲ-3-リスク4 リスクに対する措置の内容	1. 標準システムは、ファイルの抽出機能を有しない。 2. 外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。 3. 業務端末はUSBメモリなどの外部記録媒体が利用できず、情報の持ち出しが出来ない。 4. バックアップデータ作成等の業務上必要な情報の複製は、データセンター内または広域連合事務局サーバ室内等の管理区域内でしか実施しない。 5. システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 6. ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 7. これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 8. 申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、必要以上の複写を取ることを禁じている。またミスコピーについては定められた場所に保管した後、溶解処理を行う。 9. 職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。	＜標準システムにおける措置＞ 1. 標準システムは、個人番号利用事務におけるファイル以外の抽出機能を有しないため、不正にデータが抽出等されることはない。 2. 標準システムは、個人番号のアクセス権限がないユーザが利用した場合、個人番号をUSBメモリ等の外部記録媒体へ書込むこと等もできない。 3. 外付けカスタマイズシステムは、ファイルの抽出機能を有するが、個人番号の出力は行わない。 （削除） 4. 統合専用端末との情報授受は、システム管理者の管理するパスワード認証機能付きのUSBメモリを用いて行い、その他の外部記録媒体は利用しない。 5. 情報授受に用いるUSBメモリは、利用できる端末を統合専用端末と指定した業務端末に限定し、それ以外の端末では利用できないよう制御する。 6. バックアップデータ作成等の業務上必要な情報の複製は、データセンター内または広域連合事務局サーバ室内等の管理区域内でしか実施しない。 7. システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 8. ファイルサーバの特定個人情報が保存された領域については、アクセス履歴を記録する。 9. これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 10. 申請書等の紙媒体を含め、特定個人情報を含む機密情報は、必要以上の複写を取ることを禁じている。またミスコピーについては定められた場所に保管した後、溶解処理を行う。 11. 職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 　委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。 1. 中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 2. USBメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前にシステム管理者の承認を得る。 3. 被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 4. 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1. 情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 2. 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※2：統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。	
Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	1. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、委託者は委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所を報告することとしている。この内容に基づき作業従事者をユーザ管理台帳に記載し、職員等の場合と同様の基準でアクセス権限の発行を行う。	＜広域連合で行う委託業務における措置＞ 1. 契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、委託者は委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所を報告することとしている。この内容に基づき作業従事者をユーザ管理台帳に記載し、職員等の場合と同様の基準でアクセス権限の発行を行う。	

Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	（新設）	＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ 1．取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 2．運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 3．パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	
Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	1．職員等の場合と同等の基準で特定個人情報の使用の記録を残している。	＜広域連合で行う業務における措置＞ 1．職員等の場合と同等の基準で特定個人情報の使用の記録を残している。	
Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	（新設）	＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ 1．操作ログを中間サーバーで記録している。 2．操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	
Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、業務上知り得た情報の守秘義務を課し、提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供を禁止する。	＜広域連合で行う業務における措置＞ 1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、業務上知り得た情報の守秘義務を課し、提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供を禁止する。	
Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	（新設）	＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ 1．契約書において広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。2．定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	
Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、特定個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、複写・複製の制限、定められた作業場所以外への持ち出し禁止、使用後の情報の速やかな返却と廃棄、取り扱いの状況の定期的な報告を課している。	＜広域連合で行う業務における措置＞ 1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、特定個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、複写・複製の制限、定められた作業場所以外への持ち出し禁止、使用後の情報の速やかな返却と廃棄、取り扱いの状況の定期的な報告を課している。	
Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	（新設）	＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ 1．提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 2．定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	
Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、使用後の特定個人情報の速やかな返却と廃棄を課している。2．広域連合の情報セキュリティ	＜広域連合で行う業務における措置＞ 1．契約書及び個人情報の取り扱い特記事項にて、使用後の特定個人情報の速やかな返却と廃棄を課している。2．広域連合の情報セキュリティ	

Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	（新設）	＜取りまとめ機関で行う委託業務における措置＞ 　情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、広域連合が適切に廃棄等を行う。	
Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	10. 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 11. 取り扱いの状況の定期的な報告 12. 委託先への実地調査 13. 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 14. 従業者に対する監督・教育	10. 漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 11. 漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任 12. 取り扱いの状況の定期的な報告 13. 委託先への実地調査 14. 特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化 15. 従業者に対する監督・教育	
Ⅲ-5－リスク2 リスクに対する措置の内容	2. 業務端末はUSBメモリなどの外部記録媒体が利用できず、情報の持ち出しができないため、定められた方法以外の特定個人情報の提供・移転を行うことはできない。	2. 業務端末で利用できる外部記録媒体を統合専用端末との授受に用いるUSBメモリに限定し、さらに指定した業務端末以外での利用を制御することで、情報の持ち出しによる特定個人情報の提供・移転が行われるリスクを軽減している。	
Ⅲ-6－リスク1 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 　情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。 　なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1. 統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	
Ⅲ-6－リスク1 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	

Ⅲ-6ーリスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 　中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報照会を行うことはできない仕組みとなっている。 　情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2．中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 3．中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	
Ⅲ-6ーリスク2 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	
Ⅲ-6ーリスク3 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 　情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
Ⅲ-6ーリスク3 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	

Ⅲ-6ーリスク4 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 1．標準システムは愛知県内限定のASPサービスとしており、愛知県内市町村の窓口端末及び広域連合事務局の業務端末からしかアクセスできない。 2．通信回線には、中央省庁と地方公共団体しかアクセスできないLGWAN回線を用いており、インターネットからはアクセスできない。 3．LGWAN回線は許可されたプロトコルや経路以外の通信を禁止し、ファイアウォールにより侵入を防止している。また、通信の暗号化を実施し、盗聴を防止している。 4．LGWAN回線の全ての通信は侵入検知機能によるトラフィック監視の対象とされており、不正アクセスを検知する。 5．LGPKIの電子証明書を利用し、なりすましによる不正アクセスを防止している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2．中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしている。 3．情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4．支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 5．中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 6．中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	
Ⅲ-6ーリスク4 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	

Ⅲ-6ーリスク5 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 1．標準システムにおいて副本データを作成する際には、システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータを記録している。 2．これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 3．システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2．情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3．特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4．支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
Ⅲ-6ーリスク5 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	

Ⅲ-6－リスク6 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 1．標準システムにおいて副本データを作成する際には、システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータを記録している。 2．これらの証跡は一定期間保管し、必要に応じて解析を行うことを、システムの利用者本人に告知し、あわせて罰則規定を周知することで、不正利用の禁止を徹底している。 3．システム管理者はセキュリティ上問題が発生した場合、標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2．支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 3．中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 4．中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	
Ⅲ-6－リスク6 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	
Ⅲ-6－リスク7 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜標準システムにおける措置＞ 　中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2．データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3．統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。	
Ⅲ-6－リスク7 このリスクへの対策は十分か	（新設）	十分である	

Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（新設）	＜統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策＞ 1．統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等は、必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。2．情報授受は、システム管理者の管理するパスワード認証機能付きのUSBメモリを用いて行う。 3．情報授受に用いるUSBメモリは、利用できる端末を統合専用端末と指定した業務端末に限定し、それ以外の端末では利用できないよう制御する。 4．業務端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、USBメモリへの不必要な複製をチェックする。 5．統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 6．統合専用端末での行う事務は、必要最低限とし、特定個人情報データを使用した場合、端末にはデータを保存せず、すべて削除する。 7．情報授受で用いるUSBメモリは、授受完了後、使用したデータをすべて削除し、USBメモリにデータを保存しない。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2．情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 3．中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 4．中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 5．中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。	
Ⅲ-7－リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1．データセンターは指の静脈を用いた生体認証と受付者の目視確認を併用した入退館管理をしており、その中のサーバ設置場所はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバラックは施錠されている。	＜標準システムサーバー等における措置＞ 1．データセンターは指の静脈を用いた生体認証と受付者の目視確認を併用した入退館管理をしており、その中のサーバ設置場所はICカードを用いた入退室管理をしており、サーバラックは施錠されている。	
Ⅲ-7－リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	（新設）	＜中間サーバーにおける措置＞ 中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。	
Ⅲ-7－リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1．サーバ及び端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入して定義ファイルを常に最新の状態に保っている。	＜標準システムにおける措置＞ 1．サーバ及び端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入して定義ファイルを常に最新の状態に保っている。	

Ⅲ-7ーリスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 1．統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 2．統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 1．中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 2．中間サーバーではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 3．中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 4．導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。5．中間サーバーと広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	
Ⅲ-7ーリスク2 リスクに対する措置の内容	1．システム上、市町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。また、その他の情報についても、市町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	＜標準システムにおける措置＞ 1．システム上、市町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報等を入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。また、その他の情報についても、市町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。	
Ⅲ-7ーリスク2 リスクに対する措置の内容	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞　被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	
Ⅲ-7ーリスク3 消去手順 手順の内容	1．高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、標準システム及び外付けカスタマイズシステムの特定個人情報は恒久的に保管する必要がある。	1．高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	
Ⅲ-7ーリスク3 消去手順 手順の内容	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 1．資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 2．特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。 3．また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。	

Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（新設）	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 【運用上のルールによる措置】 1．プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底する。 2．不要となった特定個人情報記載の用紙の溶解処分又はシュレッダーの実施する。 3．書類やメディアの移送には、専用車両を利用し、他の集配物と混載しないことで、配送ミス等による紛失を防止する。 4．専用車両と窓口との間の輸送においては、施錠可能でGPSによる追跡が可能なセキュリティバッグを用い、さらに運搬時にはGPS付セキュリティボックスを専用ワイヤーにて車両内に固定することで、盗難を防止する。 5．執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施する。 6．短時間の離席時には、画面ロックを行う等、画面の不正閲覧を防止し、長時間の離席時又は退庁時にはシャットダウンする。 7．リース機器返却時、HDD内のデータ全てが復元不可能な形態での消去の実施する。 8．USBメモリ及びHDD等を廃棄時、物理的破壊を実施する。 9．使用済みCD-ROM及びDVD-ROMは、メディア媒体専用シュレッダーにより粉砕して、廃棄する。 10．電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。 1．事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 2．事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 3．上記2で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 4．上記2で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。5．事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。6．厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。	
Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	2．個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、必要に応じて監査委員(※1)の監査を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 3．個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。	2．個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的（年に1度実施）に監査委員(※1)の監査を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 3．個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。 ※1：監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。 ＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 　広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	

Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	（新設）	＜取りまとめ機関が定める統合専用端末の運用における措置＞ 　中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	
Ⅵ-1 ①実施日	平成27年4月3日	平成29年2月28日	
Ⅵ-2 ②実施日・期間	平成27年5月25日（月）～平成27年6月24日（水）	平成28年12月20日（火）から平成29年1月19日（木）まで	
Ⅵ-3 ①実施日	平成27年7月17日（金）	平成29年2月14日（火）	
Ⅵ-3 ③結果	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）における個人番号を内容に含む個人情報ファイルの取扱いに関する記述は妥当なものと認めるとの答申を得た。次のとおり審査会からの意見があり、うち1、3、4及び6から8までについては、意見を踏まえ該当箇所の記載の修正や整理を行い、2及び5については、説明を行うことで了承を得た。 1　リスクを軽減するためにはリスク分析が必要と考えるため、その旨を明確に記載すること 2　高額療養費の自己負担限度額、限度額適用認定等の申請手続について、高齢者におけるメリットがある場合には、当該メリットを記載すること 3　65歳に到達し被保険者となり得る者及び世帯構成員の特定個人情報を保有する理由を記載すること 4　所得・課税情報の入手頻度について、随時入手する場合があることについての記載をすること 5　高齢者が特定個人情報ファイルの取り扱いについて、窓口である市町村から十分な説明を受けるための広域連合の役割を記載すること 6　個人番号を用いた統計分析の実施がないのであれば、その旨を明確に記載すること 7　目的外の入手が行われるリスクに対する措置として市町村の業務部分で広域連合が行う措置がある場合には、当該措置を記載すること 8　特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組として、委託契約書において、次に掲げることについての規定を設けることを検討されたい。 ⑴　個人情報保護に関する規定・体制の整備 ⑵　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑶　情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ⑷　実地調査等の管理体制の確認方法	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）における個人番号を内容に含む個人情報ファイルの取扱いに関する記述は妥当なものと認めるとの答申を得た。	